

定 款

一般社団法人
青森県畜産・飼料コンビナート振興協会

平成28年 4 月 1 日 法人成立
平成30年 3 月 5 日 改正施行

一般社団法人青森県畜産・飼料コンビナート振興協会 定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人青森県畜産・飼料コンビナート振興協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を青森県八戸市に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、青森県及び隣県における畜産経営者並びに八戸飼料穀物コンビナートに関係する企業が共に情報共有と交流を深め、また、行政と連動して畜産業のさらなる発展と雇用機会及び所得の増加等で地域振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産振興に関連する事業
- (2) 家畜伝染病の予防及び防疫技術向上に関する事業
- (3) 畜産の環境対策及び家畜排泄物のリサイクルに関する事業
- (4) 政策及び規制緩和等の要請活動に関する事業
- (5) 行政及び関係団体との連携による調査・勉強会等に関する事業
- (6) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 この法人の会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する目的で入会した団体又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費等の負担)

第 7 条 会員は、この法人の目的を達成するために行う事業活動に必要な費用に充てるため、別途定める会員規程の年会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。
ただし、退会の日から1か月以上前に書面をもって退会の予告をしなければならない。

(除名)

第9条 この法人は、会員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、総会の決議（総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による）を経て、その会員を除名することができる。

- (1) この法人の目的に反する行為をし、又は事業活動を妨げたとき。
- (2) この法人の名誉を毀損する行為をしたとき。
- (3) 定款又は総会決議を無視する行為をしたとき。
- (4) 会員の義務に違反する行為をしたとき。
- (5) その他正当な事由が生じたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対して、総会の日から1週間前までにその旨を書面をもって通知し、かつ、除名の決議を行う総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 会長は、総会が除名の決議をしたときは、その旨を除名した会員に通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員が個人の場合は、成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 会員が個人の場合は、死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 会員が団体の場合は、解散したとき。
- (5) 年会費の納入をしなかったとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 総会員の同意があったとき。

(会員資格の喪失による権利義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失した場合であっても、既納の年会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(総会)

第12条 この法人の総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

3 賛助会員は、総会を傍聴することができる。

(総会の権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 規程の制定又は改廃

(6) 年会費の額

(7) 会員の除名

(8) 解散

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(総会の招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は、総会の日々の2週間前までに書面をもって、正会員に対してその通知を発しなければならない。

3 総会の日々の2週間前までに、賛助会員に対して、総会の開催通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は不在のとき若しくは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、副会長が議長となる。

(議決権)

第17条 正会員は、総会において各自1個の議決権を有する。

(総会決議の方法)

第18条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項その他法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する者が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使又は書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により、又は総会ごとに他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、第18条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席正会員のうちから選任された議事録署名人2名は議事録に署名捺印又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の数)

第21条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上13名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名以上3名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担し、執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(顧問又は相談役)

第28条 この法人に顧問又は相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、この法人の運営上の重要な事項について、会長の諮問に応じる。

4 顧問及び相談役の報酬については、理事会の承認を得て、会長が決定する。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(理事会の招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、副会長が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は不在のとき若しくは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、副会長が議長となる。

(理事会の決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会決議の省略等)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、議事録に署名捺印又は記名押印する。

第6章 事務局

(事務局等)

第36条 この法人の事務を円滑に処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を1名置き、事務員を若干名置く。

3 事務局長及び事務員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置く。

(書類等の備付け)

第40条 この会は、次に掲げる書類及び帳簿を事務局に備え付けておかなければならない。

(1) 定款及び規程

(2) 会員の名簿

(3) 役員の氏名、住所等を記載した書面

(4) 総会及び理事会の議事録

第8章 公告方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第9章 雑 則

(剰余金の分配禁止)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第43条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に規定する法人に贈与するものとする。

(法令の準拠)

第44条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

附則 (平成28年4月1日制定)

(施行期日)

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

(最初の事業年度)

2 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

3 この法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

社員 住所 青森県八戸市大字河原木字海岸 2 4 番 4
名称 東北グリーンターミナル株式会社

社員 住所 青森県八戸市大字金浜字中渡 8 番地 1
名称 株式会社オリエンタルファーム

社員 住所 青森県八戸市大字大久保字町畑西ノ平 1 5 番地 8
名称 株式会社あすなろファーム

(設立時の理事、代表理事及び監事)

4 この法人の設立時の代表理事、理事及び監事は、次のとおりとする。

資格 代表理事 (理事)

氏名 佐 藤 潮

資格 理事

氏名 高 野 英 夫

資格 理事

氏名 石 川 廣

資格 監事

氏名 佐々木 健

附則 (平成 2 8 年 4 月 1 8 日改正)

(施行期日)

1 この定款の変更は、総会の承認の日 (平成 2 8 年 4 月 1 8 日) から施行する。

附則 (平成 2 9 年 6 月 6 日改正)

(施行期日)

1 この定款の変更は、総会の承認の日 (平成 2 9 年 7 月 1 日) から施行する。

附則 (平成 3 0 年 3 月 5 日改正)

(施行期日)

1 この定款の変更は、主たる事務所の移転に伴い、平成 3 0 年 3 月 5 日から施行する。

これは当法人の現行の定款に相違ない。

平成 年 月 日

一般社団法人

青森県畜産・飼料コンビナート振興協会

代表理事 川 村 高 明

